

第1章 計画の策定にあたって

第1節 計画策定の背景と目的

1 策定の背景

(1) 少子高齢化と人口減少の深刻化

日本の人口は、平成22(2010)年以降、年々減少していますが、今後ますます高齢化が進展し、令和7(2025)年にはいわゆる団塊の世代*すべてが75歳以上の後期高齢者となり、その後、令和22(2040)年には、団塊のジュニア世代*が65歳以上となり、現役世代が減少する中で、介護ニーズの高い85歳以上の方が急速に増加し、1,000万人を超えると見込まれています。

このような状況の中、介護に係る情勢はより一層厳しくなることが想定され、現在も人材面・財政面をはじめ多方面において課題が山積している状況であり、今後の生産年齢人口の減少により、40歳から64歳までの現役世代の介護保険料の負担はますます増加することが予想され、公的保険制度による介護ニーズへの対応は厳しさを増している状況です。

こうした状況を踏まえると、現在の公的保険をはじめとした制度的な支援の持続性を高めていくことが重要になってきます。

(2) 地域包括ケアシステム*のさらなる深化・推進

立川市(以下「本市」という。)では、これまで、団塊の世代が75歳以上となる令和7(2025)年を目途に、要介護状態となっても住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けることができるよう、住まい・医療・介護・介護予防・生活支援が包括的に確保される体制である「地域包括ケアシステム」の構築を進めてきました。令和3(2021)年には「立川市高齢者福祉介護計画(第8次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画)」(以下「前計画」という。)を策定し、さらなる地域包括ケアシステムの深化・推進を行い、地域共生社会*の実現を目指すことを目的として、様々な施策を実施してきました。

そして、「立川市高齢者福祉介護計画(第9次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画)」(以下「本計画」という。)の期間中には、令和7(2025)年を迎えることとなります。少子高齢化と人口減少が深刻化している状況においても、「地域包括ケアシステム」を維持し、さらに深化・推進し続けていくことが必要です。

(3) 新型コロナウイルス感染症による影響について

令和元（2019）年 12 月初旬に、中国武漢市で、第 1 例目の感染者が報告された以降、世界的なパンデミックとなり、本市でも、その影響を大きく受けることになりました。

介護が必要な方が、感染を心配し、デイサービス等の利用を控えたり、介護サービス事業所のスタッフが感染し、一時的に、事業所の閉鎖をせざるを得ない状況になったり、高齢者施設では、集団感染が起こり、クラスター対策に追われるなど、約 4 年もの間、新型コロナウイルス感染症対策に多くの時間と労力をかけてきました。現在も、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、2 類感染症から 5 類感染症に引き下げられたとは言え、感染者がいなくなることはありません。

新型コロナウイルス感染症が流行しても、持続可能な高齢者介護福祉行政を推進していくために、介護保険事業者に対し、PCR 検査キットの配布や訪問時に使用する防護服などの提供を行ったり、関係者会議を対面開催から、オンライン会議ができるよう体制整備を図ったり、利用者・家族からの相談も、対面を避け、メール相談・オンライン面談ができるよう調整を図りました。

2 策定の目的

本計画は、団塊のジュニア世代が 65 歳の高齢者となり高齢者人口がピークを迎える令和 22(2040) 年を見据えて、本市の地域特性を踏まえた地域包括ケアの充実を推し進め、住み慣れた地域で自分らしく日常生活を営めるよう「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進を行い、地域共生社会の実現を目指すことを目的として策定するものです。

3 本計画の重点取組項目と目指す姿

本計画では、本市の目指す姿として「立川市の強みを生かし、魅力あるまちへ」を掲げ、目指す姿を実現するための各施策に共通する重点取組項目として、本市の最大の強みである「地域支援ネットワーク」を最大限に生かし、「個人の尊重と権利擁護*」を土台に、市民の皆様と共に、「地域活動・地域参加」を推進し、「0次予防*」の取組を行っていきます。

また、本市の「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進のために、今後、増加が見込まれる「認知症の方への支援と本人発信支援」を行い、地域関係者と協力し、ゆるやかな見守り体制を構築します（見守りネットワーク）。

さらに、介護保険事業者と共に、「自立支援・介護予防*」、「自立支援・重度化防止*」の視点を掲げ、要介護状態になっても、認知症になっても、もう少し長生きがしたい、最期を迎える時に「立川市で良かった」と思ってもらえるようなまちづくりを行っていきます。

このことは、本市だけが取り組むことではなく、市民、地域関係者、民間企業等と共に連携し、取り組んでいきます。

本計画の重点取組事項と目指す姿

こんな立川市を目指します

2025年を迎え 2040年を見据え、

立川市の強みを生かし、魅力あるまちへ



立川市の「地域包括ケアシステム」のさらなる深化・推進

重点取組項目

地域支援ネットワーク

地域活動・地域参加

認知症施策・本人発信

見守りネットワーク

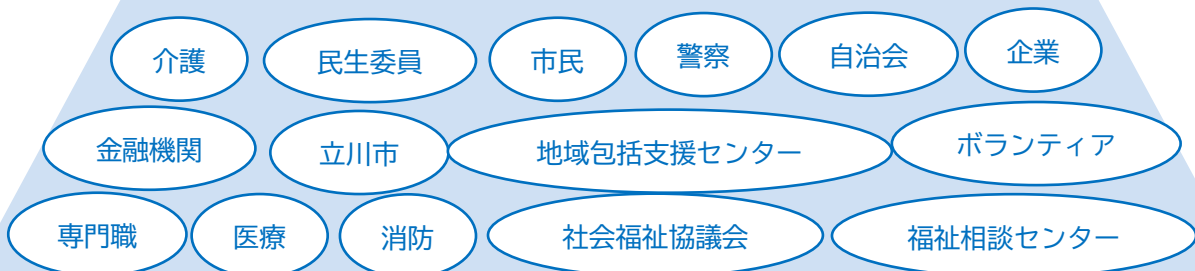
自立支援・介護予防
自立支援・重度化防止

介護サービス利用

0次予防

個人の尊重と権利擁護

地域支援ネットワーク イメージ図



第2節 計画の位置づけ

1 法的根拠

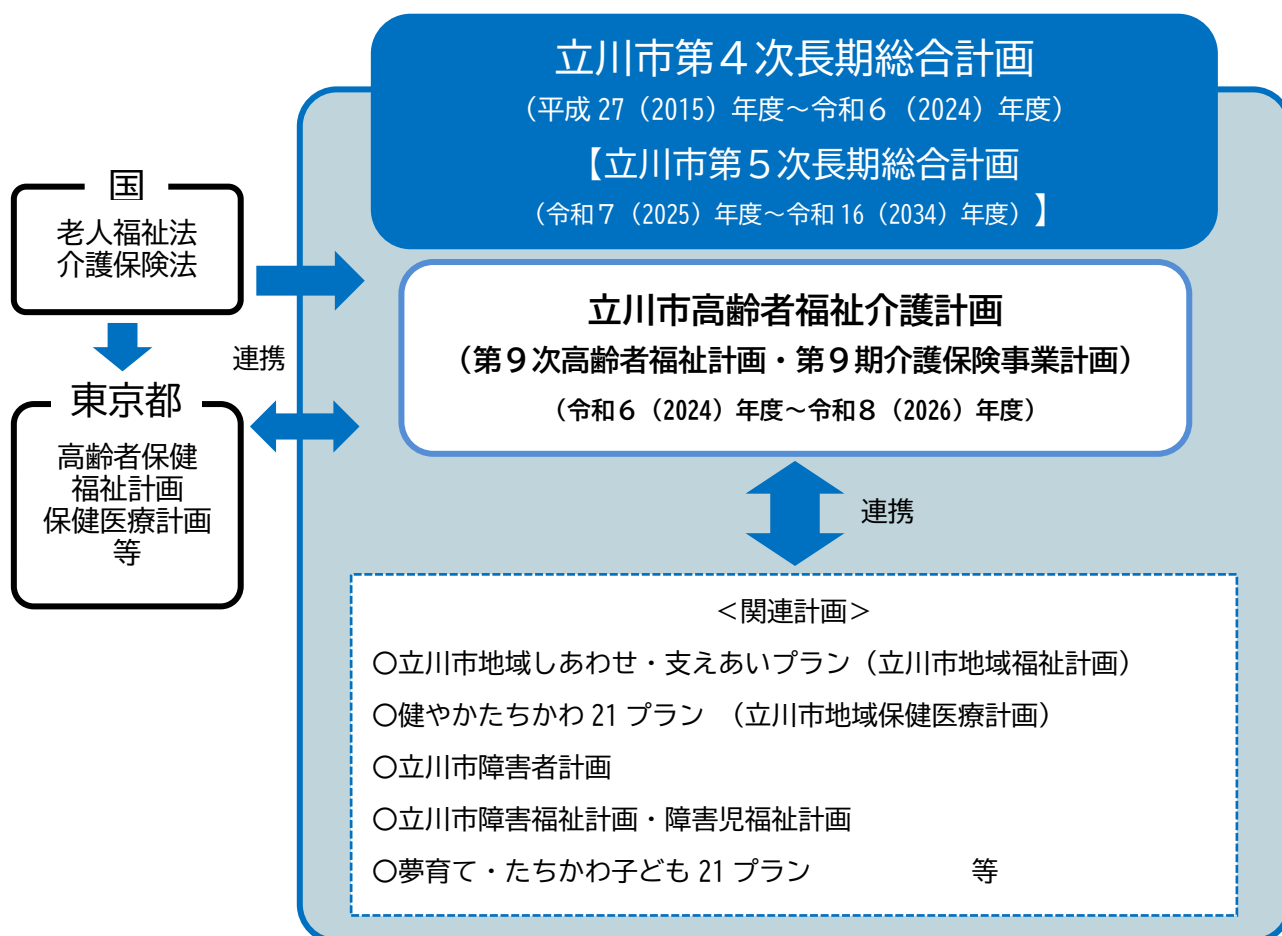
本計画は、老人福祉法第20条の8に基づく「市町村老人福祉計画」および介護保険法第117条に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的に策定するもので、今回も第9次高齢者福祉計画と第9期介護保険事業計画を合わせた計画です。

2 各種計画との関係

本計画は、本市の最上位計画である「立川市第4次長期総合計画」（計画期間：平成27（2015）年度～令和6（2024）年度）を基本とし、高齢者に関する施策の指針として策定するものであり、本計画期間中の令和6（2024）年度に「立川市第4次長期総合計画」が最終年度を迎えることから、次期総合計画である「立川市第5次長期総合計画」を見据えた計画とします。

また、本市の関連計画との整合性を図るとともに、東京都の「東京都高齢者保健福祉計画」や「東京都保健医療計画」等との整合性を図り策定しました。

本計画の位置づけ



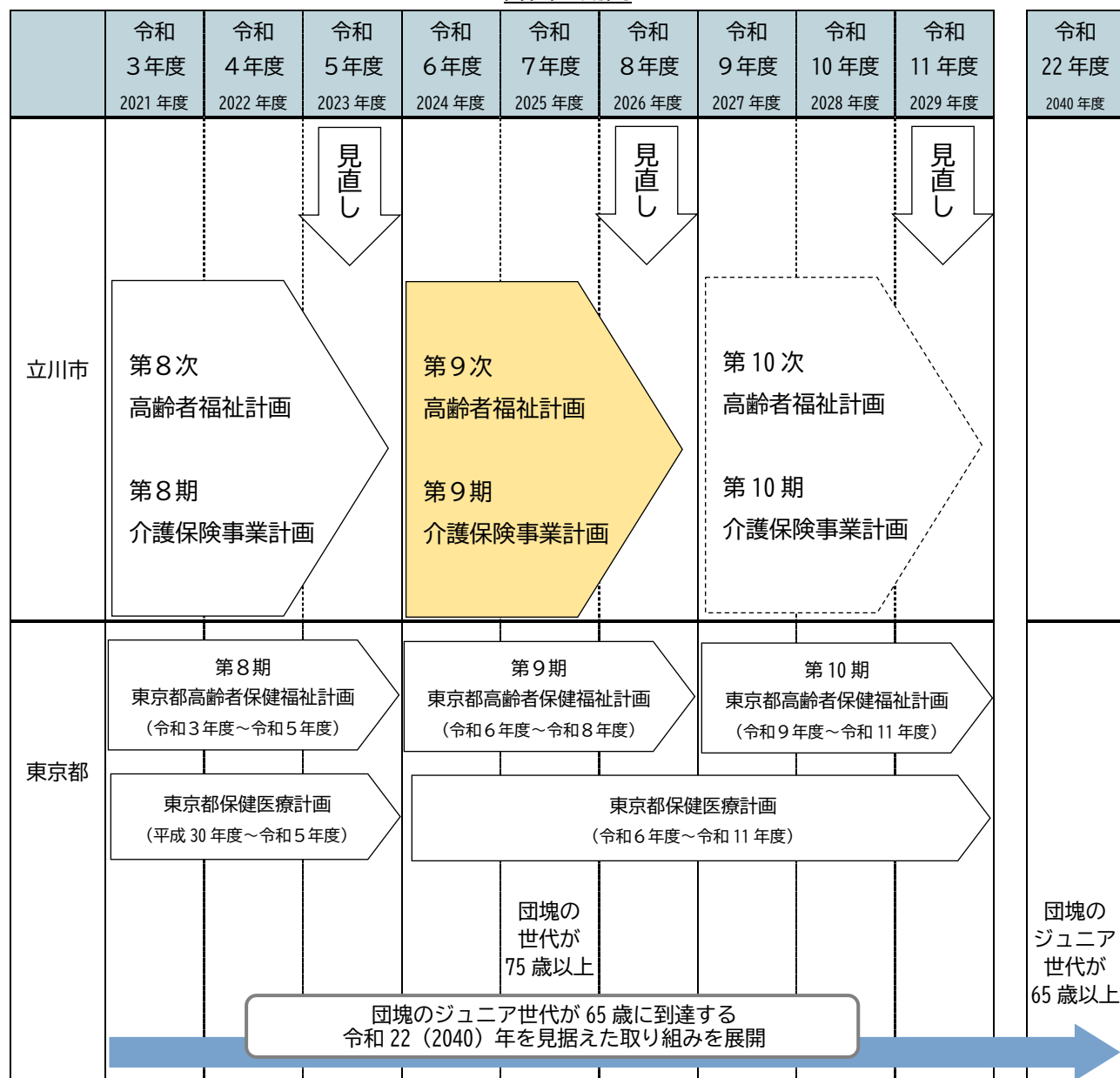
第3節 計画の期間

本計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間で、中長期的には、団塊のジュニア世代が65歳に到達する令和22（2040）年を見据えた計画です。

また、本計画は、高齢者福祉施策の進捗状況、介護保険事業の進捗状況などの評価を踏まえ、計画の最終年度である令和8（2026）年度中に見直す予定です。

なお、介護保険料は、介護保険法第129条第3項により、「おおむね3年を通じ財政の均衡を保つことができるものでなければならない」とされているため、あわせて見直しを行います。

計画の期間



第4節 計画策定の経過

1 事前調査の実施

本計画に先立ち、令和4（2022）年11月15日から令和4（2022）年12月13日にかけて高齢者やその家族、介護保険サービス事業所の状況やニーズを把握・分析し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、郵送とインターネットによるアンケート調査を実施しました。

事前調査の概要

調査の種類	対象者	配布数	有効回答数	回収率
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査*	令和4（2022）年10月1日現在、立川市に在住する65歳以上の方のうち、要介護認定を受けていない方および要支援1・2の方	3,000件	1,790件 (37件)	59.7%
在宅介護実態調査*	令和4（2022）年10月1日現在、立川市に在住する要介護・要支援認定*を受けている在宅の65歳以上の方	1,500件	628件 (19件)	41.9%
介護保険事業所向けアンケート調査	令和4（2022）年10月1日現在、介護保険サービスを提供する立川市内の250事業者および立川市外の50事業者	300件	251件 (86件)	83.7%

※有効回答数のうち（ ）内の数値はインターネットでの回答数

2 介護保険運営協議会*での協議

本計画策定にあたっては、「立川市介護保険運営協議会」に「計画策定等調査検討会」を設置し、検討を重ねてきました。

3 パブリックコメント*の実施

本計画の施策、事業について市民から幅広く意見をいただくため、令和5（2023）年12月に「立川市高齢者福祉介護計画（素案）」を作成し、本市の広報やホームページ等を通じてパブリックコメントを実施して、市民の意見の把握と反映に努めました。

広報掲載	令和5（2023）年12月10日号
意見募集期間	令和5（2023）年12月14日から令和6（2024）年1月9日まで
素案の閲覧場所	市ホームページ、立川市役所1階ロビー、立川市役所3階市政情報コーナー、女性総合センター、窓口サービスセンター、図書館、連絡所、介護保険課窓口
意見の公表	ホームページ